

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日ににつき次に掲げる所定単位数を加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ

(3) サービス提供体制強化加算(1)ハ

(4) サービス提供体制強化加算(1)カ

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者に対し、

指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからへまでにより算定した単位数の100分の83に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(1) ロ 伊からへまでにより算定した単位数の100分の46に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(1) ハ 伊より算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(1) カ 伊により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○ 厚生労働省告示第百六十号

「介護保険法(平成九年法律第二百四十一号)第百十八条第一項の規定による基準」(平成十一年厚生省告示第百一十号)の一部を次のよう改む。

平成二十七年四月一日から適用する。
別表を次のよう改めよ。

厚生労働大臣 堀崎 恒久

イ 指定介護予防支援介護給付費単位数表

イ 介護予防支援費(1月につき)

注 1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行

い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出して

いる指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)

利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介

護(定期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(定期利用介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月について、介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算

注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合には、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サー

ビス基準」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)

利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅

介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービ

ス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同

じ。)に提供する、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サー

ビスの利用による計画(指定地域密着型介護予防サービス等の利用による計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位

数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6ヶ月以内に協力した場合に、所定単位

300単位

300単位